相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍愛知県岡崎市戸崎町字上り場西七番地五、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　山本　浩之

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年八月二十一日

愛知県岡崎市戸崎町字上り場西四九番地天政ビル二階　牧野・櫻井法律事務所

相続財産清算人　弁護士　牧野　守

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍愛媛県松山市三津一丁目二六五番地、最後の住所兵庫県西宮市甲陽園西山町一番五八号　被相続人　亡　本川　壽美

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年八月二十一日

兵庫県尼崎市潮江一丁目二〇―一アミング潮江イーストA二棟四〇一西Bいろは法律事務所

相続財産清算人　弁護士　上田　祥子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍兵庫県姫路市飾磨区今在家二丁目八八六番地、最後の住所兵庫県姫路市飾磨区今在家四丁目六九番地　被相続人　亡　飯田　和也

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年八月二十一日

兵庫県姫路市西駅前町七三姫路ターミナルスクエア六階弁護士法人法律事務所瀬合パートナーズ

相続財産清算人　弁護士　瀬合　彩子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岡山県岡山市北区東古松四丁目八番、最後の住所岡山県岡山市北区東古松四丁目八番三号カーサ幸三〇一号　被相続人　亡　内倉　実

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年八月二十一日

岡山市北区南方一丁目五番二号奥村ビル三階　相続財産清算人　弁護士　秋山　裕史

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍広島県呉市蒲刈町宮盛四五九番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　中山　清之

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、令和八年十月二十三日までに請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年八月二十一日

広島市中区十日市町二丁目六番八号

相続財産清算人　司法書士法人渡邉事務所

代表者代表社員　渡邉　一史

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍広島県呉市広大新開三丁目一〇三六九番地三、最後の住所広島県呉市広大新開三丁目六番六七号　被相続人　亡　本原　恒治

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、令和八年十月二十三日までに請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年八月二十一日

広島県廿日市市新宮一丁目一三番二〇号

相続財産清算人　司法書士　湯浅　美紀

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍広島県安芸高田市向原町長田甲五七八番地一、最後の住所広島県尾道市山波町二九九五番地　被相続人　亡　石川　徳一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、令和八年十月二十三日までに請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年八月二十一日

広島県福山市若松町八番二三号福山ローズビル五〇一せとうち中央法律事務所

相続財産清算人　弁護士　岡　耕一郎

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍高知県土佐郡土佐町宮古野二〇八番地、最後の住所高知県土佐郡土佐町宮古野二〇八番地　被相続人　亡　宮元　厚

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年八月二十一日

高知県高知市越前町二丁目五番二六号　梶原・みなみ法律事務所

相続財産清算人　弁護士　南　拓人

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北九州市八幡西区下上津役元町三番、最後の住所北九州市八幡西区南王子町三番五七―六〇二号　被相続人　亡　松尾　隆志

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年八月二十一日

福岡県行橋市中央一丁目二番八号

相続財産清算人　弁護士　水島　達哉

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍熊本県菊池郡西合志町大字野々島三二一四番地、最後の住所不明　被相続人　亡　一村ハツモ

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、令和八年十月二十一日までに請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年八月二十一日

熊本県合志市須屋一九三八―一

相続財産清算人　司法書士　澤田　章仁

不在者財産管理人による供託公告

家事事件手続法第百四十六条の二第一項及び第二項の規定により、次のとおり供託しました。

一　不在者　菅原　吉克

住所　川崎市川崎区本町二丁目一二番地一ウイング川崎四〇一

生年月日　昭和三十九年二月二十八日

二　供託所　横浜地方法務局川崎支局

三　供託番号　令和八年度金第五〇七号

四　供託金額　四、三八三、三八五円

五　裁判所　横浜家庭裁判所川崎支部

六　事件名　不在者財産管理人選任申立事件

七　事件番号　令和三年（家）第七一五四号

令和八年八月二十一日

川崎市川崎区榎町一番一号　川崎センタービル六階　川崎総合法律事務所

不在者財産管理人　弁護士　菊池　博愛

不在者財産管理人による供託公告

家事事件手続法第百四十六条の二第一項及び第二項の規定により、次のとおり供託しました。

一　不在者　奥田　善子

住所　アメリカ合衆国

生年月日　大正十二年二月十九日

二　供託所　京都地方法務局

三　供託番号　令和八年度金第一七六〇号

四　供託金額　三、五一二、八六二円

五　裁判所　京都家庭裁判所

六　事件名　不在者財産管理人選任申立事件

七　事件番号　令和七年（家）第一一一一号

令和八年八月二十一日

京都市中京区烏丸通二条上ル蒔絵屋町二六三京榮烏丸ビル五階　藤原・橋本法律事務所

不在者財産管理人　弁護士　藤原　式子

不在者財産管理人による供託公告

家事事件手続法第百四十六条の二第一項及び第二項の規定により、次のとおり供託しました。

一　不在者　池田久美子

本籍　福岡県直方市大字直方二一五番地

従来の住所　不明

生年月日　昭和二十二年九月十日

二　供託所　福岡法務局直方支局

三　供託番号　令和八年度金第七〇号

四　供託金額　二、九八七、〇七八円

五　裁判所　福岡家庭裁判所直方支部

六　事件名　不在者財産管理人選任申立事件

七　事件番号　令和七年（家）第三〇二六号

令和八年八月二十一日

福岡県直方市新町三丁目一番六号

不在者財産管理人　司法書士　井手口敬子